

地方公務員法の一部を改正する法律案の概要

令和4年度からの国家公務員の定年引上げ(令和2年通常国会に法案提出予定)に伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずる。

I 法律案の内容

1. 役職定年制の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入
 - ・ 役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定める。
 - ※ 役職定年の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本とする。
 - ※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

2. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳から定年まで、職員の希望に基づく短時間勤務を可能とし、多様な働き方を実現
 - ※ 雇用と年金の接続等の観点から、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として、現行の再任用制度と同様の措置を別途講ずる。(暫定再任用制度)

3. 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

II その他

給与に関する措置

- 国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても、均衡の原則(地方公務員法第24条)に基づき、条例において必要な措置を講ずるよう要請する。
 - ・ 当分の間、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定する。
 - ・ 60歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の支給率は、当分の間、定年退職の場合と同率とする。

【施行期日】令和4年4月1日